

面会制限の緩和についてのお知らせ

緊急事態宣言の解除、感染者数の減少により、以下のとおり面会制限を緩和します。

面会制限緩和の開始日 2021年11月8日（月）～
（感染者数が増加した場合は、再び制限（面会禁止）とします）

今回、緩和される面会可能な要件

●以下の条件を満たすこと

入院期間が7日間以上経過した患者さまとします。

（7日までの短期入院の面会は出来ません）

面会頻度は1週間に1回程度とします。

1回の面会は15分以内とします。

面会時間 平日のみ 午後14時～16時（土、日、祝日は不可）

医師が必要と認め、来院を依頼する場合は除きます。（来院は2名まで）

荷物の受け渡しは、平日 16時～18時ナースステーションでお受けします。

●面会に来られる方の条件

面会は患者さまの本人の、配偶者、父母、兄弟姉妹、子供に限定します。

（友人や職場の同僚の面会はできません）

発熱、倦怠感、呼吸器症状等がない方。

1回の訪問は2名までとします。（12歳未満の小児は不可）

新型コロナウイルスワクチンを2回接種し、2週間経過していることを推奨。

マスクの着用・手指消毒を行う。

●面会時、ナースステーションへお寄りください。体温測定とワクチン接種歴（時期または日付）等を所定の用紙に記入していただきます。

●記入後、「面会カード」をお渡ししますので見えるように首から下げてください。お帰りの際、「面会カード」は必ず返却してください。

●多床室には訪室できません。デイルームをご利用ください。

●面会后、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、必ず電話で連絡ください。

●院内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、直ちに面会制限を行います。

2021年11月5日 病院長